資料1　届出修理事業者報告書の記入要領（**タクシーメーター修理**事業者用）

項目	内容
A 報告日	◆この報告書の提出日を記入して下さい。
B 報告者	◆特定計量器修理事業の届出者を記入して下さい。住所は事業届出住所（登記上の本店住所）を記入して下さい。届出内容の把握状況の確認もしていますので、責任者や工場長等による報告を希望される場合でも届出者（氏名・名称・法人の場合は代表者の氏名）は必ず記入して下さい。 ※責任者や工場長等による報告をする場合、届出者名（代表者名）の下に報告者名（「報告者　○○工場長　○○　○○」等）を記入して下さい。
C 事業の区分	◆予め「タクシーメーター」を印字しているため、記入不要です。
D 届出の年月日	◆修理**事業を届け出た日付**（又は東京都計量検定所が届出を受け付けた日付）を記入して下さい。 ※この欄は、報告書の提出日ではありませんので、ご注意下さい。 ◆平成 5 年 10 月 31 日以前の登録制度時（旧法）から引き続いて事業をしている事業者の方は「平成 5 年 11 月 1 日」を記入して下さい。
E 事業所名・事業所の所在地	◆東京都に修理事業の届出をしている事業所の名称と所在地を記入して下さい。（届出内容の把握状況の確認もしています） ◆届出の事業所の数が1の場合には、この欄に事業所名とその所在地を記入して下さい。 ※「事業所名」と「所在地」が届出者と同じ場合には、「届出者と同じ」としても差し支えありません。 ◆東京都に2以上の事業所が所在している場合は「下記のとおり」（別紙による場合は「別紙のとおり」等）と記入し、「H 事業所別内訳」の欄又は別紙に事業所名とその所在地を記入して下さい。
F 特定計量器の種類	◆予め「タクシーメーター」を印字しているため、記入不要です。
G 修理個数合計	◆修理した個数の合計を記入して下さい。 ※施行規則第 10 条第 1 項にある「軽微な修理」は含みません。 ※施行規則第 11 条第 1 項にある「簡易修理」は含みます。 ◆東京都に所在する事業所を2以上有する場合は、「H　事業場別内訳」で記入した数の合計個数を記入して下さい。
H 事業所別内訳（事業所を 2 以上有する場合）	◆東京都に所在する届出事業所の数が2以上の場合に記入して下さい。 ※「事業所名」欄にそれぞれの事業所名称と所在地を記入して下さい。 ※「修理個数」欄に事業所別のタクシーメーターの修理個数を記入して下さい。 ※別紙による場合、「別紙のとおり」等と記入して下さい ◆届出事業所が1の場合は記入不要です。
J 装置検査	◆装置検査台数を記入して下さい。 ◆届出事業所の数が2以上の場合は、事業所別内訳の合計台数と「H 事業所別内訳」で記入した事業場と同じ番号の欄に事業場別の装置検査台数を記入して下さい。
K 修理事業に関する問合せ先	◆この報告書や届出内容、立入検査をする際の連絡先、書面の送付先を記入して下さい。 ◆内容により問合せ先が異なる場合には別紙や欄外の記入でも差し支えありません